

06 介護と仕事の両立支援

両立支援策の充実・活用



概要 ▶ 介護のために制約のある社員について、離職せずに就業継続でき、仕事に意欲的に取り組めるような職場環境や働き方をめざします。

実施内容 ▶ 介護離職を防止するための4つの取組み



両立支援等助成金

介護離職防止支援コース
仕事と介護を両立するための職場環境整備を行い「介護支援プラン」を作成した上で、介護休業の取得・職場復帰、介護制度の利用を円滑にする取組を行った場合

| | 中小企業 | 中小企業以外 |
|---------|---------------|------------|
| 介護休業の利用 | 57万円<72万円> | 38万円<48万円> |
| 介護制度の利用 | 28.5万円 <36万円> | 19万円<24万円> |

【お問合せ】 神奈川労働局 雇用環境・均等部 企画課 TEL.045-211-7357

生産性要件を満たした場合は < >の額を支給

参考 ▶ [かながわサポートケア企業](#)

06-08 メリット ▶

- 優秀な人材確保・定着
- 社員のワーク・ライフ・バランスの向上
- 生産性向上

07 病気の治療と仕事の両立支援

意識改革と受入れ体制の整備



概要 ▶ 病気を患った社員が離職することなく、生きがいを感じながら働ける職場環境づくりをめざします。

実施内容 ▶ 1. 治療と仕事の両立に向けた方針やルールの作成
2. 社員への意識啓発、両立しやすい職場風土づくり
3. 両立支援に向けた休暇・勤務制度等の整備

詳しくはこちら ▶ [厚労省 治療と仕事の両立について](#)

障害者雇用安定助成金

障害や傷病治療と仕事の両立支援コース
労働者の障害や傷病の特性に応じた、治療と仕事を両立させるための制度を導入する事業主に助成

【お問合せ】 神奈川労働局 職業対策課 神奈川助成金センター TEL.045-277-8815(直)

Break Time / 両立支援コーディネーター

医療や労働法に関する知識を持ち、両立支援プランの作成、産業医等の産業保健スタッフとの調整を担うことができます。医療ソーシャルワーカー、産業カウンセラー、キャリアコンサルタント、社会保険労務士などが担当。ぜひ活用しましょう。

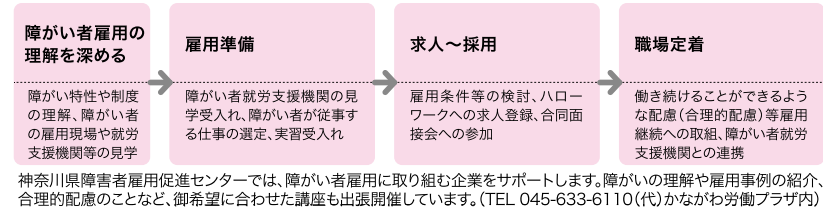
08 障がい者の雇用推進

能力を活かした雇用

参考 ▶ [ともに歩むナビ](#)

概要 ▶ 2018年4月から、障がい者雇用義務の対象に精神障がい者が加わるとともに、民間企業の障害者法定雇用率が2.2%へ引き上げられ、従業員45.5人以上の企業も対象になりました。

実施内容 ▶ 障がい者雇用の具体的な進め方



障がい者を雇入れた場合などの助成金

- 雇入れ、教育・研修、施設等の改善に対するもの
- 特定求職者雇用開発助成金
- トライアル雇用助成金
- 障害者雇用納付金制度に基づく助成金
- 障害者雇用安定助成金
- 人材開発支援助成金
- 神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金

【お問合せ】 ① 神奈川労働局 職業対策課 神奈川助成金センター TEL.045-277-8815(直)
② 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部 TEL.045-360-6010
③ 神奈川県産業労働局労働部雇用対策課 TEL.045-210-5871

09 高齢者の活躍推進

定年・再雇用年齢の延長と能力活用



概要 ▶ 高齢者の知識・経験を有効活用するとともに社員全体が互いに働きやすい環境を整備します。

メリット ▶

- 高齢者の知識・経験の有効活用
- 優秀な人材確保・定着

実施内容 ▶ 1. 高齢者の職務内容に応じた「人事評価制度」と「賃金制度」の設計

3つの要素をもとに、高齢者が担当する職務(管理職、基幹業務、補助業務等)に応じて評価を行い賃金を決定

- 就業の自由度 勤務時間、勤務日数、残業時間
- 期待する役割 仕事内容、責任の重さ、期待する仕事の成果、配置転換の有無・頻度、出張の頻度
- 成果への期待 成果に対する責任

2. 高齢者の知識・経験、健康状態、職務内容に応じた柔軟な勤務形態の構築

例 高齢者の多様な就業ニーズ(自身の体力や家庭環境など)に応えるため、社内における業務を切り出し、**短時間勤務及び短日勤務を前提とした勤務形態の導入** や **在宅勤務制度** を構築。

3. 高齢者への教育訓練

～環境の変化に対応できるようにするための次の研修を実施～

- 〈職務内容に関するもの〉 職務内容についての知識・技能習得
- 〈働く姿勢に関するもの〉 働く姿勢・社員とのコミュニケーションの取り方等の見直し、意識改革

4. 高齢者の活用を推進するための作業環境の見直しと現場管理職の役割

・ブザー、ステッカー等による高さや段差への注意喚起、作業点を高くする、作業面の平面化等の作業環境見直し
・現場管理職の役割: 日常的な声掛け等による健康状態の把握、高齢者に対する理解を深めるための勉強会開催など

65歳超雇用推進助成金

- 高齢者雇用環境整備支援コース 高齢者の雇用環境の整備を行う場合に助成
- 65歳超継続雇用促進コース 65歳以上への定年引上げ等を行う場合に助成
- 高齢者無期雇用転換コース 高齢者の有期契約労働者を無期雇用に転換する場合に助成

【お問合せ】 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部 TEL.045-360-6010